

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員、御出席です。

なお、ペーパーレス化推進の観点から、今回より、皆様のお手元にタブレットをお配りしておりますので、御活用ください。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長をお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから、第104回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は2つあります。議題1「社会保険診療報酬支払基金の全項目評価書の概要説明について」の説明をお願いいたします。

○事務局 番号法等により、行政機関の長等が特定個人情報ファイルを保有しようとするときには、原則として、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられます。また、重要な変更を加えようとするときも、同様とされています。

社会保険診療報酬支払基金が実施する「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務」については、対象人数が30万人以上であり、全項目評価が義務付けられることから、番号法第28条第1項の規定に基づき、広く国民の意見を求めた上で、委員会の承認を受けることが必要となります。

今般、令和元年5月9日付本才準才開00003号にて社会保険診療報酬支払基金から当委員会に対し、当該事務についての全項目評価書が提出されました。評価書の内容について、議事運営規程第8条の規程に基づき、社会保険診療報酬支払基金の職員に御出席いただき、概要を説明していただくものです。

○嶋田委員長 ただいま御説明にありましたとおり、社会保険診療報酬支払基金の職員の方々に、会議に出席していただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○嶋田委員長 それでは、出席を認めます。

全項目評価書の概要につきまして、社会保険診療報酬支払基金の保科番号制度情報管理部長から、御説明をお願いいたします。

○保科番号制度情報管理部長 社会保険診療報酬支払基金の保科です。私から、評価項目について、御説明します。

初めに、今回の評価書には、関連するシステムとして、オンライン資格確認についても記載していますが、オンライン資格確認では、個人番号は使用しないため、当該システム及び機能については、評価の対象外であり、参考としての記載である旨、御理解願います。また、当該箇所は、あくまで改正健康保険法が成立した場合を想定した記載であることを御留意いただければと思います。

説明は、4点とさせていただきます。

1点目として、従来の事務の概要です。全項目評価書の8ページ、システム全体構成図をご覧ください。支払基金では、図の緑の点線で示している医療保険者等向け中間サーバ

一等において、医療保険者等からの委託を受け、加入者の資格履歴情報の管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認の事務を一元的に実施しています。

当該事務の実施に当たっては、平成28年4月に評価を実施し、同年10月より、全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合から委託を受けています。また、平成29年9月に再評価を実施し、平成30年5月からは国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団からも委託を受けて、同様の事務を行っています。

2点目として、医療保険者等向け中間サーバー等のクラウド移行についてです。今回の評価再実施は、令和2年6月に予定される医療保険者等向け中間サーバー等の更改において、一部をクラウド移行することによるものです。

先ほども参照いただいた、8ページのシステム全体構成図をご覧ください。図の緑の点線の左上に「【取りまとめ機関】」と記載のある枠内のうち、医療保険者等向け中間サーバーと運用支援環境の部分をクラウドに移行します。情報提供サーバーについては、外部接続先の住民基本台帳ネットワークの仕様要求により、従来どおり、オンプレミスでの運用となります。

なお、クラウド移行により、医療保険者等向け中間サーバー等に保持する情報も、クラウド上に配置されることとなりますが、クラウドプロバイダーは、特定個人情報を取り扱わない契約とし、クラウドプロバイダーが特定個人情報にアクセスすることはないため、番号法上の委託には該当しません。

3点目として、市町村国保の被保険者の特定個人情報ファイル、資格履歴情報の連携です。今回の評価再実施のもう一つの背景として、市町村国保から国保情報集約システムを介して、加入者情報の連携を開始します。

市町村国保から特定個人情報ファイルを連携する事務の流れについては、全項目評価書の10ページをご覧ください。下の市町村国保の加入者情報を医療保険者等向け中間サーバー等に連携することで、医療保険者等向け中間サーバー等から、オンライン資格確認システムに対して、マイナンバーカードを保険証化する手続等に使用する情報を連携することが可能となります。ただし、医療保険者等向け中間サーバー等から、オンライン資格確認システムに対して連携する情報には、特定個人情報は含まれません。

4点目として、特定個人情報ファイルの取扱いに係るリスク対策を、4つの観点から説明します。

1つ目として、クラウド選定時、クラウド移行時及び今後のリスク対策です。システムは、クラウドプロバイダーが保有・管理する日本国内の環境に設置することとなります。クラウドプロバイダーの選定に当たっては、政府基準に従い、適切な事業者を採択しています。また、医療保険者等向け中間サーバー等のクラウド移行に際しては、情報の暗号化や作業担当者の制限により、特定個人情報の漏えいや不正な利用、複製を抑止します。

2つ目として、支払基金及び運用保守事業者とクラウド環境との通信におけるリスク対策です。通信においては、一般に公開されていない専用回線を使用します。加えて、運用保守拠点では、特に入退室管理を徹底することで、特定個人情報の漏えいを予防します。

3つ目は、医療保険者等とクラウド環境との通信におけるリスク対策です。この通信においても、一般に公開されていない専用回線を使用して、データ転送時の通信内容の秘匿、盗聴防止の対策をとります。

4つ目は、市町村国保から特定個人情報を入手する際のリスク対策です。市町村国保からの特定個人情報の入手に当たっては、被保険者記号番号、被保険者枝番、基本4情報等、あらかじめ規定された項目のみ連携を行うよう、システムで制御を行い、取り扱う情報の範囲を限定します。

また、システム間の通信においては、他の医療保険者と同様に、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス等を使用し、データ転送時の通信内容の秘匿、盗聴防止を実現します。

説明については以上です。

○嶋田委員長 ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

評価書の27ページをご覧ください。この上の方に「クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し」と書いてあるのですが、クラウド環境に移行するに当たって、セキュリティ対策の面から質問させてください。

1つ目は、今、クラウドプロバイダーを選定されたと伺ったのですが、クラウドサービスのプロバイダーを選定するに当たって、選定の条件を教えてください。

2つ目は、その選定を誰がどのように作業を進めたのかという、選定の方法を教えてください。

○保科番号制度情報管理部長 まずクラウドプロバイダーの選定に当たっては、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針に準拠する形で、各種条件を満たしていることを必須条件として、プロバイダーの選定に当たっています。

具体的には、27ページに記載しましたが、クラウドサービスのセキュリティー認証制度であるISO/IEC27017、またはCSマーク・ゴールドの認証、パブリッククラウドの個人情報保護に係る規格であるISO/IEC27018の認証を取得していること、セキュリティー管理策が適切に実施されていること等を確認の上、事業者を選定しています。

○小川委員 選定の方法については、いかがでしょうか。

○保科番号制度情報管理部長 基本的には、一般競争入札等で選定手続をとっています。また、調達要件等に沿っている事業者であるかについて、内部における調達の委員会等を含めて、事業者の認証の状態の確認等をした上で、判断しています。

○小川委員 内部とおっしゃるのは、支払基金の中ということですか。

○保科番号制度情報管理部長 支払基金の内部です。

○小川委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにどなたかございますか。中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございました。

クラウド移行に伴うことで、安全管理対策で2点ほど御質問をさせていただきたいと思っております。御説明にあった内容とかぶる点もあるかもしれませんが、確認も兼ねて質問させていただきたいと思っております。

1点目は、オンプレミスからクラウド環境への移行に伴うリスク対策に関してです。特定個人情報ファイルをクラウド環境に移行させるやり方として、専用回線を使うやり方であったり、あるいは電子媒体、電子媒体にもいろいろな種類、複数のやり方があると思いますが、どのようなやり方を選択する御予定なのか。そして、他の選択肢と比較して、どういうところを評価された結果、それを選択することにしたのか。当委員会としては、特定個人情報ファイルの安全管理対策がしっかりなされているかということを確認したいので、安全管理対策という観点で、そのやり方が他のやり方に比較して、優れている、あるいは遜色ないということをお説明いただきたいと思います。

2点目は、今回のスキームで構築されるクラウド環境におけるクラウド事業者に関わる安全管理対策です。御説明にもありましたけれども、72ページでは、「事業者は個人番号や内容を含む電子データを取り扱わない契約とし」と書いてあります。この環境において、クラウド事業者が特定個人情報ファイルにアクセスすることは、技術的には可能なのでしょうかということが1つです。

もし可能であった場合に、不適切なクラウド事業者による特定個人情報ファイルへのアクセスを防ぐ手段として、どのようなものを講じられる御予定なのかということについて、御説明いただきたいと思います。

○保科番号制度情報管理部長 移行時におけるデータ移行等の計画についてですが、委員の御指摘のとおり、現在、電子記録媒体、もしくはデータ転送による方法を考えており、どちらの方法をとるかは、現在では確定していませんが、いずれをとるにしても、次のような対策を策定しています。

電子記録媒体による移行を行う場合は、記録媒体に保存したファイルを暗号化し、追記できない状態にし、媒体への不正アクセスや情報の改ざんを防止します。媒体を移動させますので、施錠可能な衝撃防止ケースに入れた上で、所在を追跡できるような手段で持ち運びを行います。これにより、特定個人情報の漏えいのリスクを防ぎます。

作業終了後も不正使用がないことを確認した上で、媒体を破棄した日時、破棄方法を記録した報告書を提出させる旨、事業者に求めることで、確実な破棄を行います。

移行作業をシステム間でデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで、

外部からの読み取りを防止します。

どちらの作業を行う場合でも、特定個人情報への不正アクセスやコピーを防ぐために、関連作業を実施する事業者に対しては、必要最小限の取扱権限を設定したIDを付与して、リスクの範囲を制限します。

加えて、特定個人情報ファイルにアクセスする作業は、2人体制で行う等、相互牽制の体制で実施することを事業者に求めたいと考えています。

2点目のクラウド事業者へのリスク対策ですが、電子記録媒体に格納したファイル、あるいは移行作業等を実施する要員は、対象ファイルにアクセスできないので、クラウドプロバイダーが特定個人情報にアクセスすることはございません。

移行作業完了後、中間サーバーの運用においても、クラウド事業者が特定個人情報を初めとした、各種データにアクセスするという権限は、システム的に制御して、付与しませんので、特定個人情報の漏えい等については、ここで防止ができると考えております。

○嶋田委員長 よろしいですか。

2人の委員からは、クラウド環境について、いろいろと確認も含めた質問があったと思いますが、それも含めて、リスク対策については、確実に実行するように、不断のリスク対策の見直しを行って、より良い体制整備に努めていただきたいと思います。

今日、御説明はありませんでしたが、基本的な取組として、特定個人情報の取扱いに当たって、職員に対して、実務に即した教育や研修を確実に実施していただくことが重要であると思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

時間の制約もありますので、質疑応答をここまでとしたいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、本評価書については、本日の説明内容を踏まえて、審査を進めていくことといたします。本日は、御説明をありがとうございました。

○保科番号制度情報管理部長 どうもありがとうございました。

○嶋田委員長 どうぞ、御退室ください。

(保科番号制度情報管理部長退室)

○嶋田委員長 次に、議題2「平成30年度個人情報保護委員会年次報告（案）について」を、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題2につきまして、説明をさせていただきます。平成30年度個人情報保護委員会年次報告でございます。

年次報告につきましては、個人情報保護法の第79条の規定におきまして、委員会は、毎年、国会に対して、所掌事務の処理状況を報告しなければならないと規定されていることを踏まえまして、毎年、取りまとめを行っているものでございます。

本日、委員会で御審議をいただきまして、御了承をいただきましたら、今後、閣議請議等の手続を経て、国会へ報告の上、公表することとなるものでございます。

それでは、内容について、御説明をさせていただきます。

資料 2-1 が概要で、資料 2-2 が本体でございますが、本体は大部にわたりますので、資料 2-1 の概要で説明をさせていただければと思います。

平成30年度における委員会の所掌事務の処理状況として、大きく 4 つの事務ごとに取組状況をまとめております。

I の個人情報保護法に関する事務につきまして、個人情報保護法に基づく取組と一元的な監督等として、大きく 3 点ほど、主な取組を挙げてございます。

新たな課題への対応ということで、個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しに係る検討として、検討の着眼点をまとめた上で、消費者等の声を取りまとめるとともに、経済界からのヒアリングを行うなど、個別項目の検討を進めたことを記載しております。

なお、3 年ごと見直しにつきましては、その後、前回の委員会で御了承いただきましたとおりでありますが、4 月末に検討の中間整理をまとめまして、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。

次に、個人情報保護法に基づく取組ということで、ガイドラインの充実、または認定個人情報保護団体における自主的な取組促進のためのシンポジウムの開催等について、記載をしております。

3 点目といたしまして、一元的な監督等の実施ということで、海外事業者に対する域外適用について、記載をしております。具体的には、海外事業者における個人情報の漏えい報告等を踏まえまして、原因の究明や再発防止策等につきまして、指導・助言を行い、海外のデータ保護機関との執行協力を行ったことなどを記載してございます。

具体的な監督等の実績につきましては、その下の欄に数字を記載しているとおりでございます。

次に、2 ページの II のマイナンバー法に関する事務でございます。まずマイナンバーの適正な取り扱いに関する監視・監督として、マイナンバー法に基づく行政機関等に対する定期的な検査の実施、また、地方公共団体等からの定期報告の結果等を活用して、地方公共団体の職員等を対象として、特定個人情報安全管理セミナーを開催したこと。さらに漏えい事案の発生を想定した初動対応訓練を実施したこと等を記載してございます。

特定個人情報保護評価につきましても、法律に基づいて、委員会として承認等の事務を行っております。

マイナンバーの監督等の実績、保護評価の承認等の実績につきましては、下記の数字にあるとおりでございます。

3 ページ目でございますけれども、III の国際的な取組といたしましては、個人情報の保護を図りつつ、国際的なデータ流通を円滑化するための環境整備に向けて、関係機関との協力関係の構築、国際的な協力の枠組みへの参加を積極的に進めてきた旨を記載しております。

具体的には、下の○のところでございますけれども、EU との間で、相互の円滑な個人データの移転を図るための枠組みが、今年の 1 月に発効したこと。米国との間で、A P E

C越境プライバシールール（C B P R）システムの促進に向けて、協力対話を実施したことなどを記載してございます。さらには3つ目の矢のところでございますが、日米欧の3局を中心といたしまして、個人情報に関する相互に信頼性を確保されたデータフリーフローを促進するために、個人データの越境移転の枠組みの相互運用可能性等について、対応を実施したことなどを記載してございます。

国際的な取組の実績につきましては、下の数字に記載をしているとおりでございます。

最後に、IVとして、広報・啓発でございます。こちら大きく3点のテーマに基づいて、取組を進めております。

個人情報保護法に対する国民の理解向上を目的といたしまして、事業者のみならず、子供を初めとしたさまざまな国民に対して、個人情報保護の重要性に関する広報・啓発を行った旨を記載しております。具体的には、下の・のところに記載をしておりますが、例えばタウンミーティングにおいて、消費者等の声を聴取した旨、また、小学生を対象とした標語の募集・表彰、出前授業の実施などについて、記載をいたしております。

次に、マイナンバーの適正な取扱いの確保のための広報ということで、こちらはマイナンバーを実際に取り扱う地方公共団体の職員等を対象といたしまして、立入検査で把握した事例等につきまして、安全管理措置セミナーやウェブサイトでのマニュアルの周知などを行ったところがございます。

さらにはその下の国際的な個人データ移転の円滑化のための広報活動につきましては、2点ほど記載をしております。1つは、昨年5月のGDPRの施行を受けまして、これに対応する必要のある日本企業向けにセミナーを開催したこと。さらには日EUのデータ移転の合意を受けまして、現地の日系企業向けの説明会を開催したことなどを記載してございます。その他、委員会における人材育成といたしまして、国際的な業務の増加やセキュリティ、ITリテラシーの必要性が増していることなどを踏まえまして、例えば英語で行われる大学のゼミナールへ職員を参加させたり、または、専門機関等で行われる情報システムに関する研修を受講させるなど、委員会業務の拡大に合わせた人材育成に取り組んでいる旨などを記載してございます。

広報・啓発の実績、窓口での相談受付の実績につきましては、下記の数字のとおりでございます。

説明は、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 年次報告について、しっかりとまとめていただき、ありがとうございます。

こうして見ると、昨年度は、本当に盛りだくさんな年度であったという率直な感想がございます。思えば国際的な取組においても、昨年度は、GDPRの施行や日EU間の枠組みの合意の発効等、激動の年でありました。

特にGDPRについては、我が国にも相応のインパクトをもたらし、注目されていたところでございます。委員会としては、企業のニーズを踏まえて、セミナーを開催したり、ガイドライン等の仮訳をウェブサイト上で周知するなど、日本企業に対する支援に努めてまいりました。

今後とも欧州にとどまらず、国際潮流に日本企業が円滑に対応できるように、引き続き、情報提供の充実に努めるとともに、個人データ流通等に関する国際的なルールメイクを日本が主導できるよう、委員会として取り組んでいきたいと考えます。

私からは、以上です。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明をありがとうございました。

最初に、年次報告書がだんだんと厚くなってきたと思って、非常に感慨があります。

委員会の業務に関しましては、先ほど御説明がありましたように、非常に多様化しておりますし、また、漏えい事案の発生や国際業務の増加等を踏まえると、セキュリティーやITや国際分野の業務に対応できる人材が不可欠だと思っております。

年次報告書の中にもありますように、グローバルな視点を養うという形での昨年度の研修というのは、目的に合致したものだと考えております。今後のことを考えていきますと、委員会の将来を考えても、人材の育成は、最も大事なことだろうと思っておりますし、また、委員会に期待される役割を果たしていくためにも、人材育成に努めていくことが必要だろうと思っております。英語でやっている私のゼミにも、研修生を受け入れておりますけれども、引き続き、私自身も何かしらの形で貢献していけたらと考えております。

以上であります。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。丹野委員、お願いします。

○丹野委員 今、お二方の委員がおっしゃったように、年次報告がだんだん分厚くなるのは、我々の委員会の活動が充実してきたことの証だろうと、私も思っております。

私からは、相談対応で行うあっせんの実績について、お話を申し上げようと思っております。

昨年度、あっせんの実績を積み上げることができたのは、監督権限が当委員会に一元化したことの大きな目に見える成果だろうと思っております。あっせんの実際の対応については、いかに対応すべきか、その体制をどうすべきかなど、方法論、体制構築も含めて、種々試行錯誤されたことと思っておりますが、個人の方の苦情に耳を傾けて、適切な解決のために積極的に取り組んだというのが、この結果だと承知をしておりますので、高く評価したいと思います。

そうすると、今後はどうなるかという話になりますが、今後もデジタル社会の中で、個人情報に関する苦情は、取得についても、漏えいについても、現実さまさまに多様化し、複雑化するでしょうから、そのニーズや水準の変化に適切かつ迅速に対応できるように、



我々も日々探求をして、取り組んでいかなければならないと認識をさせていただきます。

以上でございます。

○嶋田委員長 ありがとうございます。ほかによろしいですか。

3名の委員の方からも、共通で年々内容が充実してきたという、大変喜ばしい意見がありました。当委員会については、マスコミも含め、非常に注目が高まっておりますので、国会報告という形で、委員会の活動実績をきちっとまとめて、委員会の果たしてきた役割を正しく内外に示す機会があることは、大変ありがたいし、有意義であると思っております。これまでの活動の成果をこのような形でしっかりと整理した上で、今後の活動に活かしていきたいと考えております。

特に修正の御意見がないようでしたら、平成30年度個人情報保護委員会年次報告（案）について、原案どおり、決定したいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり、決定することといたします。

本日の議題は、以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議は、閉会といたします。

事務局から、今後の予定の御説明をお願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会は、5月17日金曜日の10時から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。